

行政視察報告書

平成25年10月7日

委員会名		議会運営委員会
参加者	委員長	俵 鋼 太 郎
	副委員長	佐々木 ナオミ
	委 員	野 坂 稔 安 野 裕 子 田 中 利 恵 子 奥 山 孝 二 郎 武 松 忠
	議 長	井 原 義 雄
	副 議 長	植 田 理 都 子
期 間		平成25年7月30日(火)～31日(水)
視察地、 調査項目 及び概要	大阪府 堺 市	<p>1 議会報告会について</p> <p>(1) 実施する際の議員の役割と事務局の補助について 議員の役割については、議員の手作り感を大事にし、議員ができるだけ受付等も行うこととした。事務局の補助については、パワーポイントによる資料作成、会場設営、アンケートの作成等を行うこととしている。 また、報告会の運営については、正副議長、議会運営委員会正副委員長が当たり、司会進行は議会運営委員長、報告は議会運営副委員長が行っている。</p> <p>(2) 報告会の議題とその構成について 報告会については、その構成を2部制とし、2月定例会後に実施した報告会では、第1部が2月定例会での平成25年度の当初予算関係、第2部が議員との懇談を実施し、市民が市政や議員に対して、様々なことを申し述べることとした。 報告会の周知方法については、従前から実施している定例会終了後の正副議長の記者会見での報告やホームページを活用し、また、各議員がチラシを市民等に配布した。さらに、そのチラシを拡大し、ポスターとして、庁舎内、出先機関、駅構内に掲示し、周知を図っている。 報告会の会場については、議場を使用し、議員席に市民が、執行部席に議員が着座した。第1回目は事前の申し込みは不要とし、希望者が参加したが、資料の部数や庁舎(駐車場等)への影響を考慮し、第2回目は事前申し込み制とした。そこで議員席に52名が着座し、それ以外の方は傍聴席(80席)に着座することにしている。</p> <p>(3) 報告会における市民からの要望の取り扱いについて 報告会における市民の要望については、原則は聞き置くに留めている。これは、市民からの要望が行政に対するものがほとんどであるためであるが、議会として、回答が必要な場合は、報告会の出席議員から回答している。</p> <p>(4) 報告会及び議会基本条例の検証方法とその検証結果を生かす方法について 地方分権時代にふさわしい議会のあり方について協議し、議会機能の強化及び活性化を図ることを目的とした、「議会力向上会議」で継続して議論することとし、その議論の結果については、事務が煩雑とならないよう、まとめて改正する予定である。</p> <p>2 議場等における電子機器等の持込みと使用について</p> <p>(1) 運用方法等について タブレット型端末やスマートフォン等、携帯端末機器の普及とともに、数年前から、これらを議場に持ち込む議員が増えていたが、黙認されていたため、一定のルール作りが必要と考えた。 このような中、会議規則の規定には、「何人も、会議中は参考のためにするもののほか新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない」とあるため、会議に必要なものに限るよう、平成23年11月18日に議会運営委員会で協議し、本会議等における「携帯端末機器等の持込みによる使用について」を申し合わせ事項とした。 その後、執行部の理事者からも携帯端末機器の本会議場等への持込みによる使用について、許可されたい旨の申し入れがあり、特別職に限り、認めることとした。また、持込みによる使用に当たり、議長、委員長への許可申請は不要とした。 なお、持込みし、使用できる機器については、携帯端末機器とノートパソコンとしたが、会議の支障とならないように、操作音・音声は切ることとし、その他、新しい機能が発生する場合には、議会運営委員会で協議することとした。</p> <p>3 陳情者の意見陳述について</p> <p>(1) 運用方法等について 陳情者の意見陳述については、本年4月から施行された堺市議会議会基本条例において規定されており、意見陳述の申し出については、許可・不許可を議会運営委員会、各常任委員会で協議し、その結果を通知している。実施については、開会中に行い、陳述者は1名、時間は1件当たり3分間、質疑はできない、当日の資料配付、パネル使用は認めない等のほか、陳述者が守るべき項目を規定している。 また、意見陳述については、全文筆記としたが、現在は試行のため、今後、議会運営委員会で協議することになる。なお、今までに18人が陳述したが、特に混乱はない。</p>

		<p>4 常任委員会の所管事項の考え方について 常任委員会の所管事項の考え方や変更する場合の考え方については、原則、局の事務分掌、あるいは予算科目等の関連性を考慮して決定している。ただし、協議に当っては、特に混乱したことはない。</p> <p>5 予算・決算の審査方法について 構成委員については、議長を除く全議員とし、分科会での詳細な審査としているため、本会議での予算特別委員長の報告は議決結果のみを報告している。 また、委員会での討論内容は文書で配付しており、本会議での予算議案に対する討論は行わないこととしている。なお、発言時間については、分科会では答弁時間を含まず一人30分以内とし、総括質疑は会派持ち時間制で、無会派議員もできるものとしている。</p>
<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>愛知県 岩倉市</p>	<p>1 議会報告会について (1)実施する際の議員の役割と事務局の補助について 議員の役割については、報告会の準備段階をはじめ、当日の司会進行、報告、文章記録、撮影、チラシの作成、掲示板への掲示などを行っている。また、チラシの配付は、岩倉市内の駅3箇所、朝・夕に議員が街頭に立ち、実施した。なお、事務局の補助については、会場の予約、駐車場整理、チラシの印刷程度である。</p> <p>(2)報告会の議題とその構成について 議会報告会は、「ふれあいトーク」と称し、毎年3月・9月定例会終了後におおむね2箇月以内に2回程度実施するとしており、一般市民参加の報告会、そして、参加者の年齢や職業などを考慮してテーマを設定する報告会を開催しており、このテーマは議会改革特別委員会で議論している。なお、市議会だよりでは、報告会での質疑・応答を掲載している。</p> <p>(3)報告会における市民からの要望の取り扱いについて 議会報告会（ふれあいトーク）においては、参加者に対してアンケートを実施し、住所、氏名のほか、意見・質問等を集計している、これらは常任委員会で議論し、回答する必要があるものは回答文を作成し、議会改革特別委員会にフィードバックして、最終的にはアンケートを記載した方（意見・質問等の記載者）に回答している。</p> <p>(4)報告会及び議会基本条例の検証方法とその検証結果を活かす方法について 議会改革・活性化推進のため、議員全員による議会改革特別委員会において、議会基本条例の条文の目的が達成されたか否かを協議し、それを検証結果としている。また、この結果については、議会だよりで公表している。</p> <p>(5)その他 岩倉市の議会基本条例の特長として、第23条第1項の市議会による災害対応が挙げられる。議会として、また、災害発災時においては、議員として対応すべきであるという観点から規定し、これにもとづき防災訓練にも参加した。</p> <p>2 議場等における電子機器等の持込みと使用について (1)運用方法等について 電子機器等を議場等に持込むことについては、平成23年3月定例会から可能としたが、これは例規集がデータ化されたにも関わらず、それを閲読するためのパソコンを議場に持込めなくなっていたことから、その取り扱いに苦慮していた。 そこで、パソコンについては、議員全員が使いこなすことができないことや、音の問題などを解消する必要があり、使用に関するセキュリティーポリシーを策定し、議会運営委員長をシステム管理者に、さらには各会派にも管理者を定め、本会議、委員会にも持ち込めるようにしている。なお、部局長にはiPad（アイパッド）が配付されており、持ち込みを許可しているが、委員会室は無線LAN（ラン）による送受信ができないため、個人のWi-Fi（ワイファイ）を使用している。なお、パソコン以外にはタブレット型端末、スマートフォンも持ち込みができるが、通話やメールの使用はできない。</p> <p>3 陳情者の意見陳述について (1)運用方法等について 陳情者の意見陳述については、議会基本条例第10条で政策提案として位置付けている。請願については、委員会で審査することになるが、陳情は聞き置くこととしており、陳情書の写しを全議員に配布することに留めている。なお、陳情書が提出され、議員が賛同した場合には、請願となることもあるが、常任委員会の冒頭に意見陳述を実施して、その後審査している。</p> <p>4 常任委員会の所管事項の考え方について 総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会、そして、全議員参加の予算常任委員会があり、新年度予算、補正予算については、すべて予算常任委員会の所管となっている。そのため、総務・産業建設常任委員会については、毎回案件があるものの、厚生・文教常任委員会については、案件がない場合もあり、委員会を開催しない場合もある。</p> <p>5 予算・決算の審査方法について 予算については、以前は各常任委員会へ分割付託をしていたが、一議案である予算を各常任委員会に分割付託することは、以前から議会の一部では問題視されていた。そこで予算常任委員会で一本化して審議するようにしたが、予算審議の前に予算の概要説明を行っている。決算については、一般会計決算特別委員会と特別・企業会計決算特別委員会で審査しており、平成25年度についても今までどおりの審査とする予定である。 なお、決算諸書類について、その場で取り寄せて審査を実施している。</p>